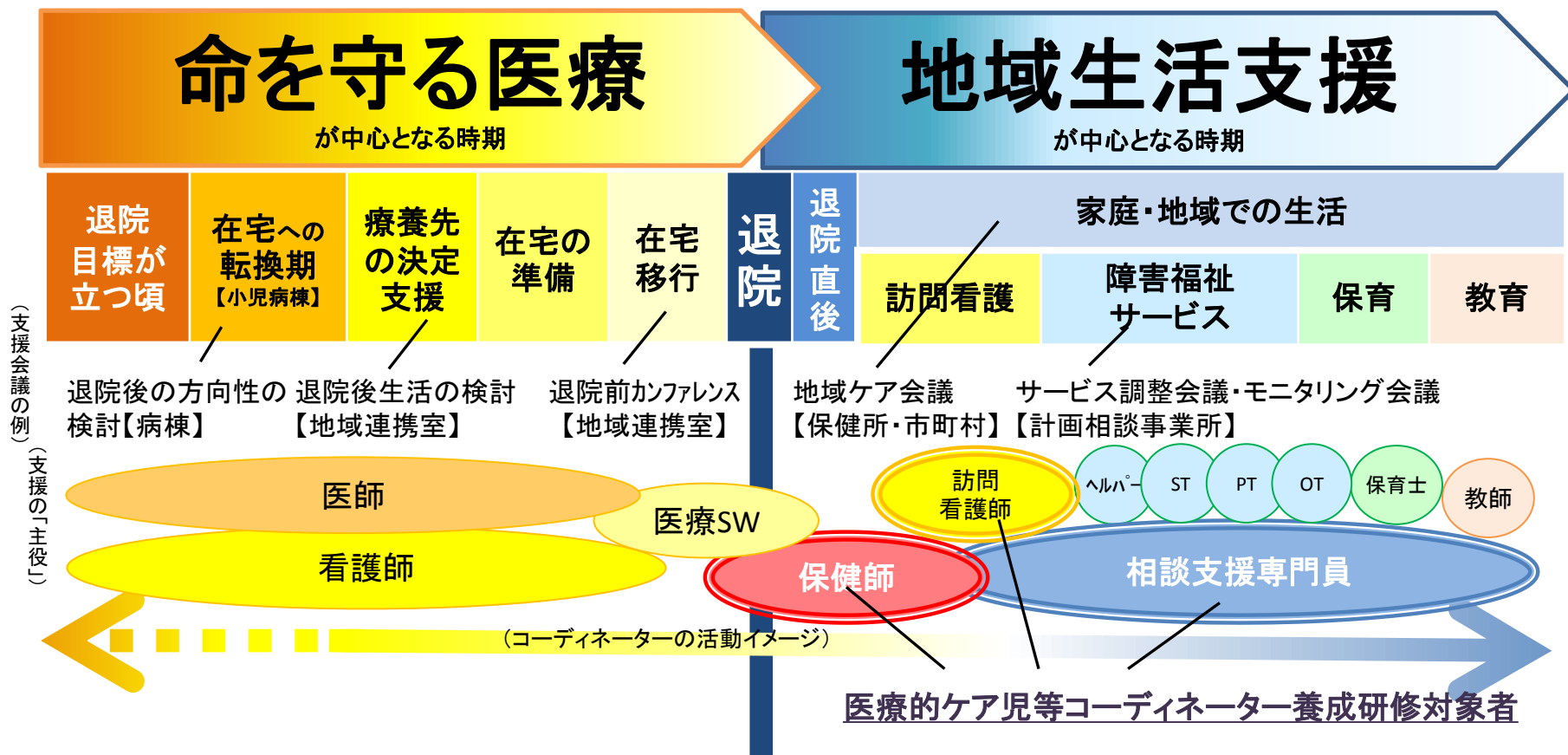


○医療的ケア児等コーディネーターについて

H31.2 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課



医療的ケア児等コーディネーター養成研修対象者

- ・医療的ケア児等コーディネーターは、自らの専門性による支援を行いつつ、他の分野にも一定の知見を有し、対象児の支援に当たり、関係者・関係機関と連携(総合調整)を図る者であり、各市町村において配置が予定されている。(各市町村の障害児福祉計画で定めるよう、国の基本指針に明記)
- ・県としては、保健師、訪問看護師、相談支援専門員等を受講対象とする「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」により人材育成を行い、各市町村への配置を支援・促進する。

※支援時期の区分は、「北部圏域在宅長期療養児退院支援イメージ図」参考